

理事会 会議資料

(令和5年度第5回)

令和6年3月28日(木)

社会福祉
法人 神栖市社会福祉協議会

令和5年度 第5回 神栖市社会福祉協議会理事会次第

日 時：令和6年3月28日(木)

午前11時～

場 所：神栖市保健・福祉会館

1. 会議適正審査報告

2. あ い さ つ

3. 議 長 選 出

4. 議 事

議案第1号 常務理事の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正(案)について

議案第2号 令和6年度 神栖市社会福祉協議会事業計画(案)について

議案第3号 令和6年度 社会福祉事業区分 収支予算(案)について

議案第4号 令和6年度 公益事業区分 収支予算(案)について

議案第5号 令和5年度第2回評議員会の招集について

議案第6号 補欠評議員候補者の推薦について

報告第1号 自然災害発生時における業務継続計画(BCP)及び新型コロナウイルス等感染症発生時における業務継続計画(BCP)について

5. 閉 会

議案第1号

常務理事の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正(案)について

<提案理由>

定年延長や再任用等により60歳を超えて勤務する神栖市職員と、市の公的支援を受ける公益団体（神栖市シルバー人材センター、神栖市文化・スポーツ振興公社）の常勤役員処遇が、令和6年度より見直されることとなりました。本会の常務理事の報酬についても、他団体と同様の見直しを行うため、規程の一部を改正するものです。

改正案は次項のとおりです。審議の上、決議願います。尚、理事会での決議後、評議員会へ提出します。

令和6年3月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和6年3月28日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和5年度 第5回 理事会

常務理事の報酬及び費用弁償に関する規程改正案（赤字・追加または修正箇所）

改正前の条文	改正後の条文（案）
<p>（目 的）</p> <p>第1条 この規程は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会定款第24条第1項の規定に基づき常務理事（神栖市から派遣された一般職の職員である者を除く。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（報 酬）</p> <p>第2条 常務理事の報酬は、月額280,000円とし、別に通勤手当を支給する。</p> <p>2 報酬の支給方法については、正職員の例による。</p> <p>3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。</p> <p>（改 廃）</p> <p>第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。</p>	<p>（目 的）</p> <p>第1条 この規程は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会定款第24条第1項の規定に基づき常務理事（神栖市から派遣された一般職の職員である者を除く。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（報 酬）</p> <p>第2条 常務理事の報酬は、月額300,000円とし、別に通勤手当を支給する。</p> <p>2 報酬の支給方法については、正職員の例による。</p> <p>3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。</p> <p>（改 廃）</p> <p>第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。</p> <p>附則</p> <p>4 この規程は、令和6年4月1日から施行する。（改訂第143号）</p>

議案第2号

令和6年度 神栖市社会福祉協議会事業計画(案)について

<提案理由>

「第5次地域福祉活動計画（令和2年度～6年度）」に基づき、令和6年度本会事業計画(案)を、別添「令和6年度事業計画書及び収支予算書(案)」のとおり作成しました。

審議の上、決議願います。

令和6年3月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和6年3月28日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和5年度 第5回 理事会

議案第3号 令和6年度 社会福祉事業区分 収支予算(案)について

議案第4号 令和6年度 公益事業区分 収支予算(案)について

<提案理由>

令和6年度事業計画に基づき、社会福祉事業区分及び公益事業区分の令和6年度収支予算(案)を、別添「令和6年度事業計画書及び収支予算書(案)」のとおり編成しました。

なお予算編成にあたり、神栖市からの法人運営費助成金について、社協職員設置費助成金、社協運営費助成金、社協事業費助成金の要望を行った結果、いずれの助成金も要望額(総額107,371千円。前年比8,898千円減)のとおり、市から内示を頂いております。審議の上、決議願います。

令和6年3月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和6年3月28日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和5年度 第5回 理事会

議案第5号

令和5年度第2回評議員会の招集について

<提案理由>

定款第14条の規定に基づき、令和5年度第2回評議員会を、以下のとおり招集することについて、審議の上、決議願います。

本件については、第4回理事会（令和6年1月22日開催）で決議いただいておりますが、開催日時及び議事案件が確定しましたので改めてお諮りするものです。

審議の上、決議願います。

令和5年度第2回評議員会

開催日時 令和6年3月28日（木）午後2時00分から

開催場所 神栖市保健・福祉会館 2階 研修室

議事案件 議案第1号 補欠役員（理事）の選任（案）
議案第2号 令和5年度社会福祉事業区分補正予算（案）の承認
議案第3号 常務理事の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正（案）
議案第4号 令和6年度神栖市社会福祉協議会事業計画（案）の承認
議案第5号 令和6年度社会福祉事業区分 収支予算（案）の承認
議案第6号 令和6年度公益事業区分 収支予算（案）の承認

招集予定 評議員31名

令和6年3月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和6年3月28日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和5年度 第5回 理事会

議案第6号

補欠評議員候補者の推薦について

<提案理由>

本会の評議員は、現在31名に就任をいただいておりますが、選出母体の役職交替等により令和6年3月31日付で退任される評議員の後任者について、評議員選任規程第2条の規定に基づき、候補者を推薦するものです。

候補者推薦案と併せ、評議員の選任を行う「評議員選任委員会」の招集について、審議の上決議願います。

令和6年3月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和6年3月28日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和5年度 第5回 理事会

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 評議員名簿

(任期:令和3年6月25日～令和7年度定時評議員会終結時)

No.	氏名	生年月日	選任規程による区分	選出母体等	備考
1	野口 文男	S25.02.01	地域福祉に関心を持つ者	市民児協(神栖一中地区民生委員)	
2	立原 ひろみ	S31.07.03	〃	〃 (〃)	
3	野口 芳夫	S28.07.08	〃	〃 (〃)	
4	菅谷 清美	S23.07.25	〃	市民児協(神栖二中地区民生委員)	
5	神内 利江	S36.11.16	〃	〃 (〃)	R5.1.10就任
6	境 政一	S29.02.10	〃	〃 (〃)	R5.1.10就任
7	細田 博	S28.03.28	〃	市民児協(神栖三中地区民生委員)	
8	柴田 紘子	S20.09.05	〃	〃 (〃)	
9	細田 喜代美	S29.10.07	〃	〃 (〃)	
10	山口 五郎	S23.02.23	〃	市民児協(神栖四中地区民生委員)	
11	草薨 正良	S27.05.07	〃	〃 (〃)	
12	平島 幸子	S28.04.10	〃	〃 (〃 主任児童委員)	
13	幸保 雅行	S24.12.18	〃	市民児協(波崎一中地区民生委員)	
14	谷中 照子	S24.07.10	〃	〃 (〃)	R5.1.10就任
15	野中 敬子	S34.02.22	〃	〃 (〃)	R5.1.10就任
16	高木 京子	S29.10.20	〃	市民児協(波崎二中地区民生委員)	
17	安藤 渉	S25.02.24	〃	〃 (〃)	R5.1.10就任
18	塙 昇	S29.06.27	〃	〃 (〃)	R5.1.10就任
19	山家 多美子	S24.08.06	〃	市民児協(波崎三中地区民生委員)	
20	池田 克久	S23.11.23	〃	〃 (〃)	R5.1.10就任
21	塚本 陽子	S28.03.12	〃	〃 (〃)	R5.1.10就任
22	原 秀吉	S28.09.04	〃	市民児協(波崎四中地区民生委員)	
23	原 和夫	S27.07.27	〃	〃 (〃)	R5.1.10就任
24	原 正和	S32.04.09	〃	〃 (〃)	R5.1.10就任
25	高橋 等	S38.01.01	NPO法人	NPO法人 あすなろ会	
26	坂本 鉄夫	S18.08.20	シニアクラブ連合会	神栖市シニアクラブ連合会	
27	山間 松代	S22.01.20	身体障害者福祉協議会	神栖市身体障害者福祉協議会	
28	大塚 正勝	S26.09.07	遺族会	神栖市遺族会	
29	府馬 愛子	S28.03.07	母子寡婦福祉会	神栖市母子寡婦福祉会	
30	保立 憲正	S44.05.03	行政関係者	神栖市長寿介護課	R4.4.1就任
31	出沼 悦子	S42.08.25	〃	神栖市障がい福祉課	R4.4.1就任

評議員選任案

役職名	前任者氏名	後任評議員推薦案	
		氏名	選出区分（所属・役職等）
評議員	保立 憲正	猿田 幸助	行政関係者 (神栖市福祉部長寿介護課長)
評議員	出沼 悦子	高安 裕子	行政関係者 (神栖市福祉部障がい福祉課長)

※ 任期：令和6年4月1日から令和7年度定時評議員会終結時まで

評議員選任委員会の招集（案）

1. 実施方法 書面審議（今回は評議員2名のみの選任であるため会議を招集せず、委員全員から書面で意見を求めます）
2. 委員氏名 岡野 一男（本会監事 ）
 森本 政一（ ” ）
 今郡 利夫（外部委員一本会役員経験者）
 高安 俊昭（ ” — ” ）
 橘田 勝（本会事務局長 ）

<資料> 関係法令、本会定款、規程等（抜粋）

< 定 款 （平成31年4月 改訂） >

（評議員の定数）

第6条 この法人に評議員27名以上40名以内を置く。

（評議員の資格）

第8条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

（評議員の選任及び解任）

第9条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局職員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。

6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第10条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠によって就任した評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

< 評議員選任規程（令和3年6月 一部改訂） >

（評議員候補者の推薦及び解任の提案）

第2条 評議員選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。

2 評議員候補者の推薦は、別表に定めるところにより行う。

別表

区 分	人数
1. 地域福祉事業に関心を持つ者（福祉活動の地域別代表者）	21～26
2. 学識経験者等	
3. 社会福祉に関係のある団体の代表者（商工団体、企業団体、教育関係、子ども会育成連合会、NPO法人、市民活動関係者、ボランティア関係者、シニアクラブ連合会、身体障害者福祉協議会、遺族会、母子寡婦福祉会等）	5～22
4. 行政関係者	1～2
合 計	27～40

報告第1号

自然災害発生時における業務継続計画（BCP）及び新型コロナウイルス等感染症発生時における業務継続計画（BCP）について

<提案理由>

大地震等により本市で甚大な災害が発生した場合、あるいは感染症拡大に伴う行動制限が行われる状況下であっても、公益法人として可能な限り継続的・安定的な事業運営を確保できるよう、事業継続のための体制をどう整備するかについて計画化しておくことが義務化されております。

今回、本会における、自然災害発生時及び感染症発生時の初動（役職員の安否確認、事務局職員の参集体制）から、優先すべき業務の種類と各業務の執行体制、平常時における備え等について、「業務継続計画（BCP）」を令和6年3月1日に策定いたしましたので報告いたします。

令和6年3月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

<資料> 関係法令、本会定款、規程等（抜粋）

< 定 款（令和4年4月改訂）>

（評議員会の権限）

第12条 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。

- （1）理事及び監事の選任又は解任
- （2）理事及び監事の報酬等の額
- （3）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- （4）予算及び事業計画の承認

（評議員会の招集）

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

（理事会の構成）

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（理事会の議長）

第29条 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

（理事会の決議）

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

（理事会の議事録）

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

（事業計画及び収支予算）

第38条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

（会計年度）

第40条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

< 経理規程（令和2年10月改訂）>

（予算の基準）

第12条 本会は、毎会計年度、事業計画及び承認社会福祉充実計画に基づき資金収支予算を作成する。

- 2 予算は、第4条第5項に定める拠点区分ごとに編成し、収入支出の予算額は勘定科目ごとに設定する。
- 3 拠点区分にサービス区分を設定している場合には、サービス区分ごとに予算を編成することができる。

（予算の事前作成）

第13条 前条の予算は、事業計画及び承認社会福祉充実計画に基づき毎会計年度開始前に会長が編成し、理事会の決議を経、評議員会の承認を得なければならない。

（予備費の計上）

第15条 予測しがたい支出予算の不足を補うため、理事会の決議を経、評議員会の承認を得て支出予算に相当額の予備費を計上することができる。

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会 役員名簿

(任期：令和5年6月26日～令和7年度定時評議員会終結時)

No.	役職	氏名	選出区分	所属(推薦元)・役職等	備考
1	会長	石田 進	行政関係者	神栖市長	
2	副会長	篠塚 洋一	地域の福祉関係者・団体 (民児協)	神栖市連合民生委員児童委員協議会 会長	
3	〃	千葉 千恵子	ボランティア	ボランティアサークルほほえみ 代表	
4	常務理事	野口 修一	学識経験者	学識経験者	
5	理事	鈴木 伸洋	学識経験者	学識経験者	
6	〃	額賀 優	議会	神栖市議会議長	
7	〃	卯月 秀一	社会福祉施設役職員 (高齢者施設)	特別養護老人ホーム マリンピア神栖 施設長	
8	〃	信太 俊浩	社会福祉施設役職員 (高齢者施設)	老人保健施設シオン 事務長	
9	〃	花田 三男	社会福祉施設役職員 (障害者施設)	障害者支援施設 神栖啓愛園 施設長	
10	〃	中嶋 正子	社会福祉施設役職員 (障害者施設)	指定障害福祉サービス多機能型事業所ハミングハウス 施設長	
11	〃	高田 和美	ボランティア	ボランティアサークルひとみの会 書記	
12	〃	須之内 正昭	地域の福祉関係者・団体 (民児協)	神栖市連合民生委員児童委員協議会 副会長	
13	〃	西川 寧人	地域の福祉関係者・団体 (企業)	鹿島共同施設(株) 専務取締役	
14	〃	石井 洋一	地域の福祉関係者・団体 (行政委員連絡協議会)	神栖市行政委員連絡協議会 5年度委員(日川浜地区)	
15	〃	佐藤 行廣	地域の福祉関係者・団体 (行政委員連絡協議会)	神栖市行政委員連絡協議会 5年度委員(明神前地区)	
16	〃	野村 みさ子	地域の福祉関係者・団体 (更生保護女性会)	神栖市更生保護女性会	
17	〃	大和 愛紀	地域の福祉関係者・団体 (PTA連絡協議会)	神栖市PTA連絡協議会 副会長 (神栖三中PTA副会長)	
18	〃	日高 篤生	行政関係者	神栖市福祉部長	
19	監事	岡野 一男	財務諸表を監査しうる者	学識経験者	
20	〃	森本 政一	地域の福祉関係者	神栖市神栖地区民生委員児童委員協議会副会長	

令和5年6月26日現在